

広報 SHII-NO-KI

# 椎の木

No.198

1

January 2024

新春号



## 目黒の歳時記 十日森稲荷神社

写真提供：第8支部 横山 正氏

十日森稲荷神社は、目黒区中央町2-17-15にある稲荷神社で、島崎佐五右衛門の邸内にあった屋敷神として創建、のちに当地遷座し、旧上目黒村五本木組の鎮守となっている。五本木田圃の豊作守護神としてあがめ、信仰のもとにこの神社を祀ったもので、蒼稲魂命を例神として今もこの地域の人々に深く崇敬され、毎年9月14日、15日に例祭がおこなわれる。境内は古木が繁り森閑とした雰囲気をつくっている。

※目黒法人会広報委員会では表紙用写真等を公募しています。次号は4月10日発行予定。

みんなで築こう豊かな社会  
～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人  
**目黒法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>  
E-mail:mg\_info@tohoren.or.jp

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動



目黒法人会 HP  
はこちらから





## 令和6年 新春対談



**司会**…新年おめでとうございます。新年を迎え、橋本目黒税務署長と神山目黒法人会長の新春対談を行います。私は司会の副会長（広報委員長）の和泉田勲です。

橋本署長、神山会長に年頭のご挨拶をお願いします。

**署長**…あけましておめでとうございます。公益社団法人目黒法人会の会員の皆様には、令和6年の新春を健やかにお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

旧年中は、神山会長をはじめ役員並びに会員、事務局の皆様方には、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、心より御礼申し上げます。



橋本署長

す。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

**会長**…年頭にあたり、会員の皆様、会員企業の社員の皆様に新年のお慶びを申し上げます。目黒法人会が、公益社団法人として13年目を迎えることができますのも、ひとえに目黒税務署をはじめ会員の皆様のご支援、ご理解のお陰であります。心より御礼申し上げます。

本年こそ明るい希望に満ちた年となりますよう祈念いたしますとともに、格別なるご厚情をよろしくお願い申し上げます。

**司会**…橋本署長、新年を迎えての抱負をお願いします。

**署長**…消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が昨年の10月から実施されました。

目黒税務署におきましても、署会議室にてインボイス制度の説明会やインボイス制度の登録要否相談会を実施してまいりました。税務行政の円滑な運営のためには、法人会をはじめとした税務協力団体のご協力が欠かせません。今後とも引き続き、税務行政へのご協力

をお願いします。

また、これから確定申告の最盛期を迎えることとなりますが、確定申告において税務当局といたしましては、これまでと同様にe-Taxによる申告、特にスマホ申告に注力していきたいと考えています。スマホは普及率が90%を超える、皆様の身近な存在となつていくものと思います。スマホ申告をしていただければご自身の空いている時間に確定申告書の作成ができ、時間の有効利用が可能となりますのでご利用をお願いいたします。

確定申告書作成以外のスマホを利用したサービスには、キャッシュレス納付や納税証明書のオンライン請求などがあります。納税証明書のオンラインでの請求には、窓口に来て紙で請求するのに比べメリットがあります。オンライン請求では手数料が割引になること以外に、期限内であれば書面として何枚でも印刷して使うことができますので、入札などで複数枚の納税証明書が必要な方は一回分の手数料で何枚も利用することが可能です。利用してみてください。

**司会**…神山会長、新年の抱負をお願いします。

「甲辰 きのえ・たつ」で、春の

温かい日差しがすべてのものに降り注ぎ、大きな成長を遂げることが期待でき、これまでの努力が認められ、大きく変化していく年になりそうです。気負わずに、自分の人生の貴重な時間を無駄がないように平平坦坦といきたいです。

令和元年10月からの軽減税率制度の導入に加えて、令和5年10月から消費税インボイス制度が導入されるなど、消費税制度は新たな時代を迎えることになり、消費者が商品やサービスに対して支払う消費税は事業者を通じて国に納められますが、取引の税額を正確に記し、納税の透明性と公正性を高めるために不可欠な制度です。

消費税の税収は、我が国の財政において最も多い基幹税であり、消費税をはじめとする税の周知・啓蒙活動について、時代のニーズに合った取組を行うとともに、「税に関する絵はがき」の募集活動や「租税教室」等の更なる活性化にも努めてまいります。

**司会**…橋本署長のご出身地や子供の頃のお話をお聞かせください。

**署長**…東京都江戸川区南小岩出身。東京の下町生まれで、先祖は元々江戸川区で農家をしていたそうで、祖父の代から商売（和菓子）を始

めました。父親は大学卒業後、電波庁（現総務省）に入りましたが、祖父の強い要請で商売を継ぐことになりました。幼少期の家庭は、家族のほか職人さんと地方から住み込みで来た女性従業員達との大所帯でホームドラマの舞台のようなにぎやかな環境で育ちました。

当時は商売も忙しく、街に活気があり、商店街の縁日や季節行事（花火、凧揚げ大会等）も盛んに行われ、のびのびと育った記憶があります。

しかし、昭和55年小岩駅前に大型商業店舗が開店し、地元の商店街の衰退が徐々に始まりました。昭和の香りが段々と失われていく潮目だったと思います。両親は昭和58年に家業を貸ビル業へと転換します。

子供の頃、小学校の放課後は草野球やザリガニ採りに明け暮れ活発な少年でした。小学校低学年の頃にJ.R.（当時は国鉄）の高架線化が始まり、工事で掘り起こした土の固まりを家に持ち帰り、それを丁寧に分解し貝殻の化石集めに熱中し、昔この土地は東京湾だったことを想像していました。

その後中学受験し、中学から大学まで「明治」で青春を謳歌します。おかげで現在も野球、駅伝、ラ

グビー等大学スポーツの魅力を楽しんでおります。

**司会**…神山会長はいかがでしたでしょうか。

**会長**…生まれも育ちも住まいも目黒区中目黒です。目黒の由来は、昔から馬の牧場が多く、馬を「め」、畦道の畔を「くろ」と言い、牧場の管理人は畦道を通って馬を管理し、その畦道の中の領土を自分の縄張りとしていたことから「馬畔」、やがて「目黒」となったと言われています。

自宅の周りは畑で野菜や植木を栽培し、小学生の頃は近所の友達と畑の中で「鬼ごっこ」、「缶けり」をして遊び、「駒回し」も流行っていました。

中目黒の発展は、大正12年、それまで田畑が広がっていたところに目黒銀座通りができ、昭和2年、中目黒駅が開業し、住宅街、商業



神山会長

地として爆発的に発展したのは、昭和30年の地下鉄日比谷線開通がきっかけで、駅周辺にはマンションやアパート、商店も増え続けました。

30年ほど前には、目黒川も今のようになく、今でこそ春になれば約八百本もの桜が咲き誇る観光名所として知られますが、雨が降ると増水の警報が鳴り響き、時折悪臭を放っていたかつての面影を知る人は少なくなりました。

**司会**…橋本署長、どのようなきっかけで税務職員を目指したのですか？また、今まで税務の職場でどのような仕事をされてきたのでしょうか？

**署長**…大学は法学部でしたが当時から会計にも興味があり、簿記資格を取得し会計事務所でアルバイトをし、なんとなくですが将来の職業選択はこちらの道かなと考えていました。そこに国家公務員（国税専門官）試験の存在を知り、税務の職場を選ぶことになりました。

お世話になった会計事務所にお礼を兼ね就職先報告に行った際は、ドン引きされました。今でも優しく面倒を見てくれた当時の事務所の方々に申し訳ない気持ちで一杯です。

昭和61年に杉並税務署法人課税

部門へ当初配属された後、平成2年東京国税局査察部へ配置されました。皆さんは映画「マルサの女」をご存知だと思いますが、20代から今日まで通算18年（税務人生の約半分）勤務し、内偵事務をメインに従事しました。

厳しい職場であるからこそ、自分を成長させてくれたと今になり感謝していますが、在職中は逃げ出したい気持ちばかりで、正直ダメ査察官でした。（笑）

査察部のほか監察官（職員の職務犯罪の取締り事務）や人事課（職員の人事異動事務）等で組織に係る仕事を積んできました。また、単身赴任では千葉県銚子税務署で副署長を、島根県石見大田税務署で署長を務めました。石見大田税務署は管内に世界遺産「石見銀山」を抱え、来客がある度に銀山や出雲大社を案内し、観光案内人並みに知識が増えました。（笑）  
**司会**…お二人の座右の銘をお教え下さい。

**署長**…胸を張って言えるような言葉は持ちませんが、署長室の額にある『春風接人』という四字熟語が気に入っています。江戸時代の儒学者・佐藤一斎の言葉で、正確にはそのあとに『秋霜自肅』と続きます。人に対しては春風のように







して、以前は「1冊完全読み切り」で、1冊を完全に読み終ってから次の本…というやり方でした。数年前に、ある有名人の話しや本などで「数冊を並列に読みすめる」というやり方を知りました。実際、3冊からやり始めましたら、なかなかいける感じで、今は4〜5冊にしています。

各々違ったジャンルの本を読みますが、必ずその中に連載ものの歴史小説を入れます。以前読んだ「佐伯泰英」の吉原を舞台にした連載は面白かったです。

今は「吉岡道夫」の「ぶらり平蔵」を読んでいます。旗本の次男坊で長屋住まいの町医者にして鐘捲流免許皆伝の剣客という設定で、病と悪事を解決するという流れです。内容の堅い本を読んだ後ですと、なんとも言えないすっきり感があります。

**司会**…目黒署に着任されてからの管内の印象はいかがでしょう。

**署長**…昨年7月に赴任し半年が経ちました。管内印象は、先ずは目黒川の桜並木、風物詩のさんま祭り、「中目の黒本」にあるお店を始めお洒落なカフェ・ブティック・飲食店が浮かびます。東の中目黒から西の自由が丘に囲まれ、意識の高い納税者の方が多いと感じて

います。渋谷や新宿のような大繁華街もなく、落ち着いた高級住宅街が多い印象です。そういう意味で著名人の納税者も多くおられるのでしよう。地形の変化や起伏もしっかりあり面白く、タモリさんに詳細な解説をお願いしたいところですね。自然、歴史、文化、街並み、地理的優位等全てが上手く融合した地域と言えます。当然、税務職員からも非常に人気が高い署となっています。

**司会**…令和6年度の景気動向についてどうお考えでしょうか。



和泉田広報委員長

**会長**…上場企業の業績が好調で、令和6年3月期の決算でも、全体の最終利益が前年より10%増え、3期連続で過去最高を更新する見込みです。

この好決算を中小企業に波及させることが重要で、中小企業が

企業との取引で、原材料費や人件費の上昇分などを価格に反映しやすくしていくことが不可欠となります。

日本企業の内部留保額は、令和4年度に555兆円と、11年連続で最高を更新し、好業績の企業は利益をため込み、内部留保が増え続ける現状は問題があり、電気自動車への移行といった脱炭素やデジタル化、人手不足に対応する省力化など重点投資が必要な分野が多く、内部留保が積み上がる要因を分析し、経済の好循環を促し、税制などで企業に投資を強化する施策が必要であると考えます。

危機的な財政状況の中で行う根拠の不明確な所得税等の減税とバラマキ的な施策は一時しのぎで、それは貯蓄に回り、国債で穴埋めしている現状では、その返済を将来に先送りするだけで、何が国民の利益につながるのか、日本経済をどう立て直すのか、長期的な戦略を示すことが大切だと思います。

**司会**…橋本署長、これからの税務行政（税務署のあり方）についてお考えをお聞かせください。

**署長**…最近の経済活動において、様々な分野でICT化が進展しています。税を含むあらゆる分野においてもデジタル技術の活用が

急速に拡大する中、国税当局においても、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」をさらに前に進めて行くため、令和3年6月に公表した「税務行政の将来像2・0」をブラッシュアップした「税務行政の将来像2023」を昨年6月に公表しました。

従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた三つの柱に基づいて施策を進めて行く方針です。

このように、社会がDXを推進していく中、国税関係でみてみますと電子帳簿保存法が改正され、電子取引を行った際にやり取りした電子データは紙ではなく電子データのまま保存することが義務化されました。保存する電子データについてはただ保存すればよいというのではなく、「改ざん防止の措置を行う」「検索機能を付与する」といった措置が必要となります。

この二つの措置については新たにシステムを導入・改修したりする必要はなく、「改ざん防止の措置」については社内規定を整備して社員に徹底させる方法や「検索機能の付与」については保存した



電子データの索引簿を作成する方法、または、保存した電子データに日付・金額・取引先を付す簡易的な方法により要件を満たすこととなりますので事業者の皆様には適切な対応をお願いいたします。

**司会**… 神山会長から目黒法人会として税務行政に対する要望をお聞かせ下さい、

**会長**… 我が国の財政需要の増加により、消費税率の引上げが組上にあることが考えられます。その際の消費税の逆進性対策については、マイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況を踏まえながら、軽減税率制度に代えた、マイナンバーカードを利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能になり、その結果、インボイス制度も不要となれば、制度が簡素化し、事業者の事務負担が大幅に軽減されるものと考えられます。

税が社会の発展や困っている方を救うために役立つとともに、財政悪化と少子高齢化が進み、国民の将来不安は大きく、長期的な全体戦略を示すことが大切です。それが特に若い方の今後のモチベーションアップにつながることを期待しています。

待っています。

税務・税法の難解なものを解きほぐして聞く機会が多いことが法人会のセールスポイントかと思えます。税に関する研修会、講習会、イベント等の積極的な事業展開を図りますので、当局のご指導、ご支援のほど宜しく願います。

**司会**… 橋本署長、目黒法人会への期待や要望があれば伺います。

**署長**… 目黒法人会は、会員企業や地域社会の健全な発展と納税意識の普及・向上のため、税に関する研修会、講演会を数多く開催するなど、様々な施策を展開されております。また、e-taxの普及推進活動をはじめ、確定申告期における署外会場の広報活動など、様々なご支援・ご配慮を頂いております。このように、税務行政の円滑な運営のためには、法人会をはじめとした税務協力団体の皆様のご協力が欠かせません。

本年も、神山会長をはじめ、目黒法人会の皆様には目黒税務署への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様、ご家族のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたします。  
**司会**… 目黒法人会の今後の事業活動についての展望を、神山会長お願いします。

**会長**… コロナ禍で失われた4年間を取り戻すべく初心に戻り、目黒法人会のPRを活性化させ、税のオピニオンリーダーとして、租税の理解、望ましい税制、財政のあり方の提言、納税意識の高揚と税知識の普及啓蒙に努めていきます。

日本の未来を担う子どもたちに、税の仕組み、税の大切さ、税の使われ方を学んでもらい、国や地域社会を思いやる気持ちを醸成させる租税教室や税に関する絵はがきコンクール等の租税教育活動に加え、当局との共催の決算法人説明会、新設法人説明会、年末調整等説明会、源泉税研修会をはじめとする税務研修会、新入従業員研修会、税務・会計・労務なんでも無料相談会、簿記講座、青年・女性部会研修会等を実施し、目黒区清掃活動、めぐろ童謡コンサート、目黒区民まつり、目黒区商工まつり、住区まつり、東京都地球温暖化対策報告書募集活動等の社会貢献事業も展開していきたいと思えます。

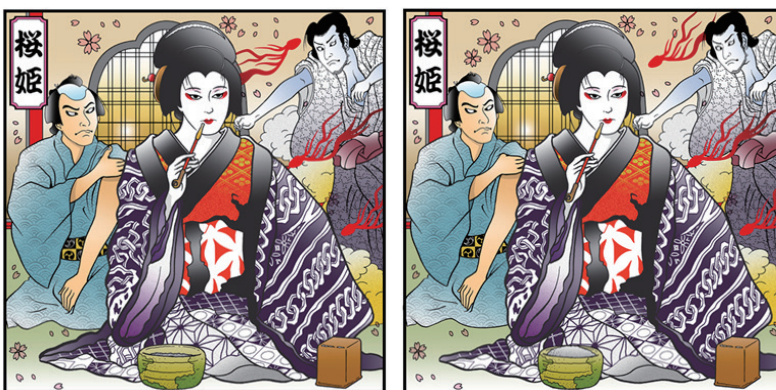
本年も、会員の皆様、目黒税務署をはじめとする官公庁、地域の皆様の尚一層のご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、会員の皆様、ご家族、ご企業が明るく笑顔でたくましく過ごされる1年でありますことをご祈念申し上げます。

げます。

**司会**… 橋本署長、神山会長におかれましては、新年の大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきました。ありがとうございます。

会員の皆様におかれましては今年が最良の年でありますようご祈念申し上げます、新春対談を終わらせていただきます。

## 7つの間違い探し



※右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。  
見つかりますか？（答えは11ページにあります。）

【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）  
専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。



令和5年分 所得税・贈与税・消費税（個人）の確定申告について

自宅から e - T a x が 便 利 ！

スマホでアクセス！

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax！



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

申告書作成会場 を **ベルサール渋谷ファースト** に開設します。

期 間：令和6年2月16日（金）から3月15日（金）まで

※ 土、日及び祝日を除きます。ただし、2月25日の日曜日は開場します。

時 間：受付午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時15分）

所在地：渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー2階）

※ 令和5年分の申告書作成会場では混雑回避のために「入場整理券」を配付します。  
なお、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。是非、LINE による事前発行をご利用ください。

（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）

～ オンラインで事前発行 ～

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

- ※ 還付申告をされる方は、上記開設期間（2月16日）の前でも目黒税務署にて相談を受け付けております。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、目黒税務署窓口または郵送にてご提出ください。

申告と納付の期限

| 確定申告の区分           | 申告と納付の期限 | 口座振替日<br>（※振替納税を利用している場合） |
|-------------------|----------|---------------------------|
| 所得税及び復興特別所得税      | 3月15日（金） | 4月23日（火）                  |
| 贈与税               |          | ご利用できません                  |
| 消費税及び地方消費税（個人事業者） | 4月1日（月）  | 4月30日（火）                  |

確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。

目黒税務署 〒153-8633 目黒区中目黒5-27-16 TEL 03-3711-6251（代表）（自動音声案内）



## 法人会「令和6年度税制改正」提言

## 財政健全化は国家的課題

負担を先送りせず  
現世代で解決を！

法人会は令和6年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、世界で突出して悪化している財政の速やかな健全化に着手するとともに、異次元に進む少子高齢化や人口減少を前に、いびつな税財政構造をもたらししている「中福祉・中負担」の均衡財政に改革するよう求めています。

また、経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

法人会税制提言の全文については全法連HPをご覧ください

## 1. 税・財政改革のあり方

○コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

○岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全

化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

## 1. 財政健全化に向けて

○歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PPB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖

域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。

○社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とす

る必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする

育休制度については、企業側も意識改革が必要となる。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆

な削減、歳費の抑制。  
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。  
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。  
(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならぬが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

#### ○法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

### 2. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実  
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。  
② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以

前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

### 3. 消費税への対応

○政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。  
(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。



— おめでとうございます —

## 令和5年度 表彰受彰の方々

目黒税務署主催の令和5年度納税表彰式が令和5年11月14日(火)、目黒区民センターホールにて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまの臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、橋本目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

### ◆目黒税務署長表彰受彰者

(順不同)

理事・女性部会長

小川加津代氏

小川エステート(株) 代表取締役

理事・第3支部長

小幡純也氏

医療法人社団 桂由会 小幡歯科  
専務

第9支部副支部長

中村健二郎氏

東京式典(株) 代表取締役

### ◆目黒税務署長感謝状受彰者

(順不同)

理事・公益事業副委員長

落合雅子氏

(有)落合製作所

理事・第4支部長

川野 繁氏

(株)佐藤商会

理事・第12支部長

木村吉伸氏

(株)快適住まいづくり 代表取締役

第11支部副支部長

谷村基久男氏

(有)タニムラ電気 代表取締役

第4支部副支部長

彦坂孝志氏

(株)藤屋 代表取締役

令和5年度  
目黒税務署長 納税表彰式



目黒税務署長感謝状受彰者

令和5年度  
目黒税務署長 納税表彰式



目黒税務署長表彰受彰者

### ◆東京国税局長表彰受彰者

前副会長

菅野達之介氏

(株)大丸 相談役



令和5年11月8日(水)に、浜離宮朝日ホールにおいて令和5年度東京国税局長表彰式が執り行われました。多年にわたる税務行政への貢献、功績に対し、目黒法人会から菅野達之介前副会長が受彰されました。

### ◆東京都目黒都税事務所長 感謝状受彰者

副会長

須賀信之氏

須賀自動車(株)  
代表取締役



令和5年11月10日(金)に、目黒区総合庁舎において令和5年度東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が執り行われました。多年にわたる東京都税務行政への貢献、功績に対し、目黒法人会から須賀信之副会長が受彰されました。

## 令和6年度 税制改正要望提言活動 提出日:11月9日(木)



目黒区長 青木英二氏へ  
法人会税制改正要望書を提出



目黒区議会議長 おのせ康裕氏へ  
法人会税制改正要望書を提出

### その他活動

衆議院議員 手塚仁雄氏へ法人会税制改正要望書を提出  
衆議院議員 長妻昭氏へ法人会税制改正要望書を提出

### 女性部会短信

女性部会では、積極的に公益活動を行っております。

### 第11回税に関する絵はがき・第7回税に関する標語コンクール表彰式

目黒区立の小学校から、絵はがき394、標語2438の応募作品から  
優秀作品を厳選し(別掲)、受彰者に表彰を行いました。

日時:12月20日(水) 場所:目黒税務署



### 特養老人ホームへ雑巾寄贈 日時:12月19日(火)



特別養護老人ホーム東山



青葉台さくら苑

雑巾・タオル・布等を提供していただいた方々  
ご協力ありがとうございました

間違い探し『桜姫』の答え  
①桜(左上)

②後ろの窓の線(中上)  
③炎の向き(右上)

④親指(左中)  
⑤キセルの長さ(中央)

⑥桜姫の着物のすそ(左下)  
⑦灰の量(中下)



# 目黒都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

## 1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

|         |                                                      |
|---------|------------------------------------------------------|
| 償却資産とは  | 会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等 |
| 申告が必要な方 | 令和6年1月1日現在、償却資産を所有している方                              |
| 申告先     | 償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班                             |
| 申告期限    | 令和6年1月31日（水）                                         |

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。  
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



## 1 月の eLTAX 運用日時のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でも eLTAX をお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

### <eLTAX 1 月の運用日時>

#### 【1 月の特別な運用日時（メンテナンス時間を除く）】

1/6（土）、1/7（日）： 0時～24時 利用可  
1/8（月・祝）： 8時30分～24時 利用可  
1/15（月）～1/31（水）： 0時～24時 利用可

#### 【通常利用時間】

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

### <利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。  
なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【 ホームページ】 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

### <申告内容や納税についてのお問合せ>

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班  
【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

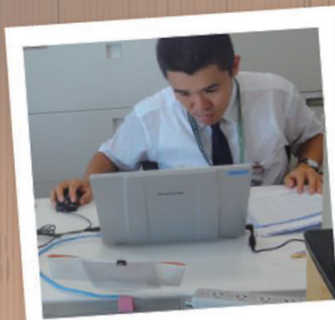
●国税の電子申告・電子納税等については、  
e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 区役所だより

目黒区内の事業主の皆さまへ



# 目黒ではたらくっていいね!

目黒区は、障がい者の「働きたい」という思いを大切にしています



障がいがあっても、「働きたい」という気持ちはみんな同じです。

目黒障害者就労支援センターでは、就労を希望する障がいのある人と障がい者雇用を検討している企業をつなぐ支援をしています。

### ●「職場体験の場」を募集しています

1日といった短い実習期間でも大歓迎です。また、企業規模にこだわりありません。個人事業主の方も大歓迎!

実習期間中は、就労支援センターの支援員が安全に実習が進められるようサポートいたします。

### ●事業主の皆さまからのご相談を受け付けています

目黒障害者就労支援センターは、事業主の皆さまにもっと障がいのある人達のことを知っていただきたいと考えております。「障がい者雇用ってどこから始めればいいのか?」など、疑問に感じていることにお答えいたします。ご相談、見学などお気軽にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】目黒障害者就労支援センター

〒152-0001 目黒区中央町 2-32-5 スマイルプラザ中央町 1F

☎03-5794-8180 ☎03-5794-8225 ✉ [meguro-s@01.246.ne.jp](mailto:meguro-s@01.246.ne.jp)

開所時間 月～金:9時～18時 HP <http://meguro-syuro.jp/>



税に関する

受賞作品

公益社団法人  
目黒法人会

令和5年度

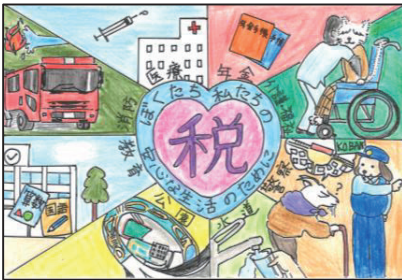
## 絵はがきコンクール

公益社団法人目黒法人会では、区内の小学生を対象に、租税教育活動の一環として、わが国の将来を担う子供たちに税を正しく認識してもらおうとともに、図工学習にも貢献するため、「税に関する絵はがきコンクール」を開催しました。多くの児童の皆さんから応募いただいた作品の中から、厳正な審査によって選ばれた受賞作品と受賞者を発表いたします。

目黒法人会長賞

目黒税務署長賞

目黒都税事務所長賞



緑ヶ丘小学校 5年 森屋 諒大 さん



東根小学校 6年 瀧澤 慶 さん



東根小学校 6年 新倉 千桜子 さん

目黒区長賞

目黒区教育委員会教育長賞



東根小学校 5年 青田 紗季 さん



東根小学校 6年 本間 光 さん

目黒法人会税制税務委員長賞

目黒法人会女性部会長賞

目黒法人会青年部会長賞



東根小学校 6年 佐藤 せら さん



上目黒小学校 6年 松崎 凜 さん



宮前小学校 6年 高橋 春妃 さん





優秀賞



八雲小学校 5年 岡 佑梨恵さん



中目黒小学校 5年 志磨 董子さん



上目黒小学校 6年 安永 ソフィア 茜さん



宮前小学校 5年 阿久津 良太さん



東根小学校 5年 赤木 璃子さん



東根小学校 5年 實松 拓海さん



東根小学校 5年 三宮 杏理さん



東根小学校 6年 戸山 虎太郎さん



東根小学校 6年 宮崎 いつきさん



宮前小学校 6年 高橋 ふうさん







# 税に関する 標語コンクール



目黒間税会

受賞作品

令和5年度

目黒間税会では、区内の小学生を対象に、次世代を担う子ども達に、税を身近に感じてもらうとともに、税についての知識の涵養を目的として「税に関する標語コンクール」を開催しました。多くの児童の皆さんから応募いただいた作品の中から、厳正な審査によって選ばれた、受賞作品と受賞者を発表いたします。

## 目黒間税会長賞

中目黒小学校 5年 古川 隆仁 さん

## 目黒税務署長賞

東山小学校 6年 三宅 貴 さん

## 目黒都税事務所長賞

八雲小学校 6年 高村 哉衣 さん

## 目黒区長賞

東山小学校 6年 蔵原 葉介 さん

## 目黒区教育委員会教育長賞

東根小学校 6年 瀧澤 慶 さん

## 全国間税会総連合会入選

緑ヶ丘小学校 6年 田中 晴 さん

## 東京国税局間税会連合会入選

宮前小学校 6年 本多 優彩花さん

## 優秀賞

菅刈小学校 6年 亀山 敬都 さん

## 優秀賞

油面小学校 5年 石川 紬 さん

## 優秀賞

油面小学校 5年 佐藤 祐慎 さん

## 優秀賞

大岡山小学校 5年 安楽岡 凛々さん

## 優秀賞

大岡山小学校 6年 来原 龍 さん

## 優秀賞

鷹番小学校 5年 岡本 夕芽 さん

## 優秀賞

原町小学校 6年 山本 香怜 さん

## 優秀賞

東根小学校 5年 井上 留那 さん

## 優秀賞

東根小学校 6年 瀬部 恭平 さん

## 優秀賞

東山小学校 6年 美坂 勇喜 さん

国税を 納めて芽生える 責任感

消費税 支払う僕も 納税者

守ろうよ ぼくらのくらし 税金で

納税は みんなでできる 助け合い

考えよう これからの日本 税の使途

子供でも しっかり知ろう 使い道

税金で 明るく豊かな 街づくり

あちこちで みんなの税金 役に立つ

あなたの税 今もだれかを 支えてる

明日のため 社会のためだよ 納税は

税金は 未来をつなぐ 希望の輪

子どもでも まずは知ろうよ 消費税

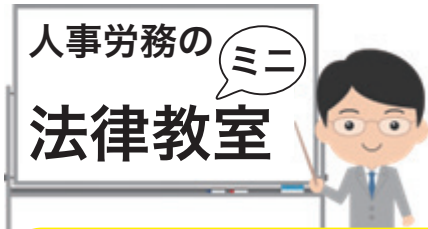
納めれば 必ずくるよ 明るい未来

みんなでね 社会を支える 消費税

消費税 私にできる 第一歩

ふるさとを 税で支えて 恩返し

いい国を 一緒に作ろう その税で



# 106万の壁、 130万の壁とは？

**Q** 「106万の壁」「130万の壁」などの言葉を聞きますが、パート収入はその額以内に収めた方がよいということですか？超えたらどうなるのでしょうか。

**A** 所得税と社会保険の制度上、  
103万・106万・130万・150万・201万の壁があります。

超えても実質的に影響がないものもありますが、手取り収入が大きく減ったり世帯収入が減る場合もあります。

年収の壁は夫に扶養されている妻がパートタイマーなどとして働くときに出てくる話です。妻に扶養される夫の場合も同様ですが、以下、話を簡潔にするために夫が妻を扶養しているものとして説明します。



## 所得税では ・103万の壁

所得税では配偶者控除・配偶者特別控除という制度があります。妻の所得が一定以下であれば夫が控除を受けられる、つまり夫の納める税金が少なくなるといえるのです。

配偶者控除が受けられるのは妻の年収が103万円までですが、103万円を超えたとしても配偶者特別控除があります。こちらは妻の年収が150万円までで満額控除が受けられます※。どちらも控除額は

同じです。

※夫の年収が900万円以下の場合

## ・150万円の壁・201万円の壁

配偶者特別控除は、妻の年収が150万円をこえると控除額が段階的に減額され、約201万円を超えると控除が受けられなくなります。

段階的に減額されるので、壁を少し超えたからといって大きな影響が出るものではありませんが、会社（夫の勤務先）によっては配偶者手当や家族手当の支給要件として妻の収入を「103万円まで」「150万円まで」などと設定していることがあります。その場合は少し超えただけでも世帯として大きな影響が出る場合もあります。

なお、夫婦ではなく親子などの場合は、年収が103万円を超えると扶養控除がなくなります。こちらは段階的に減額ではないので注意が必要です。

## 社会保険では

夫がサラリーマンの場合、妻を健康保険の被扶養者にすることができ、その場合、妻の分として健康保険料を支払う必要はありませんし、妻は第3号被保険者となるため国民年金の保険料も発生しません。

## ・106万の壁

パートタイマーへの社会保険の適用拡大がおこなわれており、現在、従業員数101人以上※の事業所に妻が勤務している場合は、パートタイマーでも社会保険に加入することになります。ただし、「週の所定労働時間が20時間以上」「賃金が月額8・8万円以上」などの要件を満たす場合に限られます。

月8・8万円は年収にすると106万円のため「106万の壁」と言われます。

妻本人が社会保険に加入するということは、夫の扶養から外れ、妻にも健康保険料・厚生年金保険料の負担が発生することです。

※来年10月以降51人

## ・130万円の壁

妻の勤務先の規模などにかかわらず、年収が130万円※を超えるとすべての人が夫の扶養から外れ、自分で社会保険に加入することになります。

※60歳以上の場合などは180万円

保険料は年収130万円程度の人で年間20万円前後になるので影響は大きいと言えるでしょう。しかし、傷病手当金や出産手当金を受けられ、将来もらえる年金額が増えるなどメリットもあります。

|          | 103万      | 106万               | 130万    | 150万    | 201万  |
|----------|-----------|--------------------|---------|---------|-------|
| 社会保険     | 夫(妻)の被扶養者 | 自分で加入<br>(要件満たすとき) | 自分で加入   | 自分で加入   | 自分で加入 |
| 夫(妻)の所得税 | 配偶者控除     | 配偶者特別控除            | 配偶者特別控除 | 配偶者特別控除 | 対象外   |



# 健康エッセイ

## 明けまして おめでとぅございます



株式会社 jast  
会長 安田 祥子

『ゆく川の流れば絶えずして、しかも元の水にあらず。淀みに浮かぶうたかたはかつ消えかつ結びて、久しくとどまりたるためしなし—鴨長明』方丈記の冒頭です。

世界情勢は今のところ、好転する兆しもみえず、侵略や争いの報道ばかりを目にする1年でしたが、川と同じように時の流れも止まることはありません。神の領域に旅立たれた方とのお別れを昨年経験なさった方もおられたかもしれません。新しいご縁を結ばれて未来に希望を馳せておられる方や身近で寿ぐ機会があった方もおられるでしょう。

時の狭間で生きる私たちの心は常に揺れ動き流れていきます。今年が皆さまにとりまして心安らかなよき年でありますことを祈念いたします。改めまして明けましておめでとぅございます。

### 冬場の健康管理

#### ①入浴関連死

新年早々、縁起でもないと思われるかも

しれませんが、冬場に注意する必要がある入浴での突然死に関して、鹿児島大学勝山碧氏グループが2006年～19年の入浴関連死の研究結果を2023年2月に公開しています。もともと日本では諸外国に比べて入浴関連死が多いことが報告されていて、その頻度は交通事故の2.8倍にも上ります。年齢別では90%以上が65歳を超え、方々、場所は自宅内の浴槽での発生が大半を占めています。発生時刻は通常の入浴時間帯である16～20時が約半数です。

また、入浴前の飲酒ですが、僅か4.3%と飲酒が原因とは考えられない数値です。つまり、通常の日常生活で突然死が起こっていると考えられるのです。研究グループは入浴関連死の環境気温について調べています。すると最高気温、最低気温、平均気温との間に負の相関関係（気温の低下に伴い



入浴関連死が増加する）が明らかになりました。入浴関連死の発生率が高くなる気温帯は地域差こそありますが、最高気温が平均13.5℃、最低気温が3.0℃、平均気温が9.0℃でした。研究グループは何らかの『警報システム』を確立して、リスクの高い日には入浴を控えてもらうようにすることを提言しています。しかし、すぐに警報システムはできませんので注意したいものです。

#### ②風邪の後遺症 (Long-Cold)

私たちはつい「風邪だから」と軽視しがちです。ところが息切れ、声がれ、倦怠感、集中力が続かない、などの症状が4週間以上も続く後遺症が報告されています。日常生活の質の低下はCovid-19後遺症 (Long-Covid) よりもむしろ大きいとの報告も研究グループから出されていますので、油断しがちな風邪に対しても十分に留意し、感染した時にはしっかり休養を取りましょう。

また、うがい、手洗い、十分な栄養の補給や睡眠などコロナ感染症と同様に予防措置をとるようにしましょう。今年がどうか平和で環境が安定する1年となりますように。



株式会社 jast

jast健康相談室 お問い合わせ  
jastロイヤルクラブ ☎03-6265-0263  
jastファーストクラブ HP <http://www.jast1.jp>

# 従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

## 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます     |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます          |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります           |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます        |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます                 |

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日) P6965



**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>



法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 $\text{V}$ Lタイプ $\alpha$ を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型 $\text{V}$ Lタイプ $\alpha$** ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

**一時金型 Mタイプ**：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

渋谷支社/

東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)

TEL 03-5489-6800



AIG損害保険株式会社

東京中央支店/

東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)

TEL 03-6894-6010

F-2023-0005(2023年5月16日)  
23-073010 2023-05